

第69期定時株主総会

招集ご通知

| 開催日時 2021年3月25日（木曜日）午前11時
(受付開始 午前10時)

| 開催場所 大阪府大東市新町13番30号
大東市立総合文化センター
サーティホール内 多目的小ホール

目 次

第69期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
添付書類	
事業報告	11
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	34

証券コード 3950

ザ・パック株式会社

(証券コード 3950)

2021年3月9日

株 主 各 位

大阪市東成区東小橋二丁目9番9号

ザ・J・ピック株式会社

取締役社長 稲 田 光 男

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席に代えて、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前11時（受付開始 午前10時）

2. 場 所 大阪府大東市新町13番30号 大東市立総合文化センター

サーティホール内 多目的小ホール

（末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第69期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

以上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ・本招集ご通知にて提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.thepack.co.jp/>) に掲載することにより開示しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項を修正する必要が生じました場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.thepack.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

当社では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、株主の皆様の安全面に配慮し、下記のとおり感染防止策を実施した上で開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環として、本年はご来場を見合わせることをご検討いただきますよう、お願い申しあげます。

議決権の事前行使について

本株主総会の議決権行使は、総会への出席の他、書面による方法が可能です。

本招集通知記載の事業報告および参考書類をご高覧のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を記入し、下記の行使期限までに到着するようご郵送ください。

<行使期限>2021年3月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

事前質問の受付のご案内

本株主総会におきましては、下記ウェブサイトにて、事前質問の受付をさせていただきます。 (https://www.thepack.co.jp/contact/shareholders_contact.html)

株主の皆様の関心が高いと判断したご質問につきましては、総会終了後すみやかに当社ウェブサイトで回答させていただく予定です。

ご出席される株主の皆様へのお願い

本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日の感染状況やご自身の健康状態にご留意の上、マスク着用などの感染および拡散予防策にご配慮いただき、くれぐれもご無理をされませんよう慎重なご判断をお願いいたします。

総会当日の対応について

本総会当日につきましては、感染リスク低減のため、議事時間の短縮、座席間隔の確保、出席者のマスク着用、アルコール消毒などを実施する予定ですので、ご了承ください。

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第69期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、内部留保の充実および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額569,719,590円

なお、2020年9月に中間配当金として1株につき30円をお支払いしておりますので、通期では1株につき60円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月26日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	<input type="checkbox"/> 再任 稲田光男 (いなだ みつお)	代表取締役社長	17回／17回
2	<input type="checkbox"/> 再任 瀧之上輝生 (たきのうえ てるお)	専務取締役	17回／17回
3	<input type="checkbox"/> 再任 山下英昭 (やました ひであき)	専務取締役	17回／17回
4	<input type="checkbox"/> 再任 岡田進 (おかだ すすむ)	常務取締役	17回／17回
5	<input type="checkbox"/> 再任 藤井道久 (ふじい みちひさ)	常務取締役	17回／17回
6	<input type="checkbox"/> 再任 芦田則男 (あしだ のりお)	常務取締役	17回／17回
7	<input type="checkbox"/> 再任 中村秀一 (なかむら しゅういち)	取締役	17回／17回
8	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 林拓史 (はやし ひろふみ)	取締役	17回／17回
9	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 西尾宇一郎 (にしお ういちろう)	取締役	17回／17回

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">[再任] い　な　だ　み　つ　お 稻　田　光　男 (1956年12月11日)</p>	<p>1980年4月 当社入社 2003年1月 東京第二事業部長 2004年3月 取締役 2008年1月 常務取締役 2010年1月 東日本事業本部長 2015年3月 専務取締役 2016年1月 西日本事業本部長 2017年1月 営業本部長 2017年3月 取締役副社長 2018年3月 代表取締役社長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に営業部門の業務に従事し、2018年より代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に携わっております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	22,800株
2	<p style="text-align: center;">[再任] たきのうえ　て　る　お 瀧之上　輝　生 (1961年4月30日)</p>	<p>1984年4月 当社入社 2008年1月 大阪製造事業部長 2011年3月 取締役 2012年1月 製造本部副本部長 2014年4月 生産事業本部長 2015年3月 常務取締役 2017年1月 製造本部長（現任） 2018年3月 専務取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に製造関連部門の業務に従事し、現在は専務取締役として製造本部長を担当しております。製造部門に関する豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	11,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;"> 再任 やました ひであき 山下英昭 (1957年6月7日) </p>	<p>1982年4月 当社入社 2008年1月 東京第二事業部長 2011年1月 執行役員 2013年3月 取締役 2016年1月 東日本事業本部長 2017年3月 常務取締役 2019年1月 専務取締役（現任） 営業本部長（現任）</p>	10,300株
4	<p style="text-align: center;"> 再任 オカダ すすむ 岡田進 (1958年11月11日) </p>	<p>1982年4月 当社入社 2010年1月 購買事業部長 2011年1月 執行役員 2016年3月 取締役 2017年1月 西日本事業本部長 2017年3月 常務取締役（現任） 2019年1月 生産市場事業本部長（現任） 営業本部副本部長（現任）</p>	9,600株

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p style="text-align: center;">[再任] 藤井道久 (1958年8月21日)</p>	<p>2005年4月 当社入社 2005年4月 購買事業部企画開発部長 2008年1月 経営企画部長 2012年1月 執行役員 2014年3月 取締役 2017年3月 管理本部長 2018年3月 常務取締役（現任） 2019年1月 コーポレート本部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、購買および経営企画部門の業務に従事し、現在は常務取締役としてコーポレート本部長を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	7,700株
6	<p style="text-align: center;">[再任] 芦田則男 (1963年11月20日)</p>	<p>1986年4月 当社入社 2011年1月 東京第四事業部長 2015年1月 執行役員 2019年1月 常務執行役員 2019年1月 東日本事業本部長（現任） 2020年3月 常務取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門の業務に従事し、現在は常務取締役として東日本事業本部長を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	3,800株
7	<p style="text-align: center;">[再任] 中村秀一 (1958年5月29日)</p>	<p>1983年4月 当社入社 2002年10月 監査室長 2011年1月 財務部長 2015年1月 執行役員 2017年3月 取締役（現任） 2019年1月 コーポレート本部副本部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門、監査部門および財務部門の業務に従事し、現在は取締役としてコーポレート本部副本部長を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知識を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	6,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	<p style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 はやし ひろふみ 林 拓 史 (1965年8月17日) </p>	<p>1991年10月 センチュリー監査法人入所 1995年8月 公認会計士登録 2001年1月 林公認会計士・税理士事務所開設（現在に至る） 2001年3月 税理士登録 2014年3月 当社社外監査役 2015年3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者の選任理由および社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由】</p> <p>公認会計士および税理士の資格を有しており、財務ならびに会計に関する高度な知識と豊富な経験を通じて培われた幅広い見識を活かし、客観的な立場から当社の社外取締役を務めていただいております。これらの経験および知見を今後も当社の経営に活かしていただくために、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	2,000株
9	<p style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 にしお ういちろう 西 尾 宇一郎 (1955年3月7日) </p>	<p>1982年3月 公認会計士登録 1983年12月 税理士登録 1999年7月 監査法人誠和会計事務所代表社員 2002年7月 監査法人トーマツ代表社員 2005年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授（現任） 2015年3月 当社社外監査役 2018年3月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授 新家工業株式会社社外取締役（監査等委員） ケイミュー株式会社社外監査役</p> <p>【社外取締役候補者の選任理由および社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由】</p> <p>公認会計士および税理士の資格を有しており、財務ならびに会計に関する高度な知識と豊富な経験を通じて培われた幅広い見識を活かし、客観的な立場から当社の社外取締役を務めていただいております。これらの経験および知見を今後も当社の経営に活かしていただくために、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	1,600株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 林拓史氏および西尾宇一郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。
3. 林拓史氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。また、同氏は、過去に当社の監査役되었습니다。
4. 西尾宇一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。また、同氏は、過去に当社の監査役되었습니다。
5. 林拓史氏および西尾宇一郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。なお、両氏は過去2年間において、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けていたことはなく受けた予定もありません。また、両氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
6. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、両社外取締役候補者と当社との間で責任限定契約を継続する予定です。責任限定契約の内容は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償義務を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

事 業 報 告

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により極めて厳しい状況で推移しました。段階的な経済活動の再開がみられたものの、新型コロナウイルス感染症が再拡大しており、個人消費は持ち直しの動きに足踏みがみられ、景気については依然として不透明な状況が継続しております。

米国の経済は、経済活動規制の緩和や強化を繰り返しながら、景気回復が進んでいますが、新型コロナウイルス感染症拡大による景気の先行きと中国との対立深刻化などの影響もあり不透明です。一方で、中国の経済は、世界に先駆け経済活動を再開した結果、内需や輸出を中心に景気の回復が進み個人消費が堅調な回復傾向にありました。

このような状況の中、当社グループは「総力結集 力強く前進」をスローガンに掲げ、グループ全社が結束して新たな市場開拓、積極的な設備投資、品質管理の改善など業績の向上に努めてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大は、当社グループ経営成績に影響を及ぼしています。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は前期比17.9%減少の784億45百万円、営業利益は前期比52.2%減少の32億75百万円、経常利益は前期比49.9%減少の36億6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比49.1%減少の23億92百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりでございます。

〈事業のセグメント別売上高〉

セグメント区分	金額	前期比	構成比
紙加工品事業	51,386百万円	85.1%	65.5%
化成品事業	13,484	68.6	17.2
その他事業	13,574	87.7	17.3
合計	78,445	82.1	100.0

(紙加工品事業)

当社グループ売上高の65.5%を占めるこの部門の状況は以下のとおりです。

紙袋（対連結売上高構成比27.4%）は、新型コロナウイルス感染症拡大による個人消費の減速で販売が減少しました。また、海外子会社も新型コロナウイルス感染症の影響で売上は減少し、連結売上高は214億71百万円（前期比26.6%減少）となりました。

紙器（同上構成比22.0%）は、ティクアウト用の食品パッケージやEC市場向けの販売は堅調に推移しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により国内専門店向けの販売が減少したこともあり、連結売上高は172億37百万円（前期比6.1%減少）となりました。

段ボール（同上構成比13.5%）は、EC市場向け販売が堅調で、連結売上高は106億25百万円（前期比1.1%増加）となりました。

印刷（同上構成比2.6%）は、株式会社京浜特殊印刷、日幸印刷株式会社ともに売上が低調であったため、連結売上高は20億51百万円（前期比7.3%減少）となりました。

以上により、この部門の連結売上高は513億86百万円（前期比14.9%減少）となり、営業利益は31億24百万円（前期比40.7%減少）となりました。

(化成品事業)

当社グループ売上高の17.2%を占めるこの部門では、紙おむつ用製品の販売減少や新型コロナウイルス感染症拡大により国内専門店向けの販売が減少したほか、2020年7月1日より施行されたレジ袋有料化の影響により、連結売上高は134億84百万円（前期比31.4%減少）となり、営業利益は5億11百万円（前期比50.9%減少）となりました。

(その他事業)

当社グループ売上高の17.3%を占めるこの部門では、量販店向け用度品等の販売が減少し、連結売上高は135億74百万円（前期比12.3%減少）となり、営業利益は7億48百万円（前期比49.8%減少）となりました。

② 設備投資の状況および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資額は、37億48百万円であります。その主なものは、当社大阪工場、東京工場および株式会社京浜特殊印刷の製造設備ならびにシステム投資の増強です。

当連結会計年度中における必要資金は、自己資金により賄っております。

(2) 財産および損益の状況

区分	第66期 2017年度	第67期 2018年度	第68期 2019年度	第69期 2020年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	90,313	93,126	95,502	78,445
経常利益(百万円)	7,589	7,212	7,199	3,606
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,209	4,968	4,700	2,392
1株当たり当期純利益(円)	265.56	253.25	243.89	126.01
総資産(百万円)	81,928	86,495	88,446	83,556
純資産(百万円)	53,457	56,775	58,495	59,739
1株当たり純資産(円)	2,720.34	2,885.27	3,076.27	3,141.09

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)京浜特殊印刷	10百万円	100.00%	紙加工品の印刷・販売
日幸印刷(株)	20百万円	100.00%	紙加工品の印刷・販売
(株)パックタケヤマ	90百万円	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
西日本印刷工業(株)	45百万円	100.00%	紙加工品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
カンナル印刷(株)	12百万円	99.57%	紙加工品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
ザ・パックアメリカコーポレーション	100万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の仕入・販売
特百嘉包装品貿易(上海)有限公司	50万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の販売
特百嘉包装制品(常熟)有限公司	390万米ドル	93.59%	紙加工品の製造

(4) 対処すべき課題

2021年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症への警戒感が残る中で、家計や企業の心理的な負担は依然として重いことから、景気回復のペースは緩やかなものにとどまると考えられます。当社関連市場においては、有効なワクチンが2021年後半から急速に普及すれば、感染状況次第で経済活動の正常化が進み、景気は改善基調をたどることが予想されますが、引き続き不透明な状況にあります。一方でコロナ禍による外出自粛によりeコマース消費は今後も増加が見込まれ、関連商材におきましては堅調に推移する見込みです。

当社は、このような状況が予想される中、「環境対応を見据えた経営」を中期経営計画のスローガンに掲げ、①紙化への取組み ②食品、医薬品・化粧品、EC市場への拡販 ③紙器の販売強化 ④事業領域の拡大 ⑤生産性向上と働き方改革の推進 を成長の戦略として位置づけ、トータルパッケージのソリューション企業として顧客満足度と業績のさらなる向上を目指す所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容

セグメント区分	事業の内容	会社名
紙加工品事業	紙袋、印刷紙器、段ボールの製造、仕入及び販売	当社 (株)京浜特殊印刷 日幸印刷(株) (株)パックタケヤマ 西日本印刷工業(株) カンナル印刷(株) ザ・パックアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易（上海）有限公司 特百嘉包装制品（常熟）有限公司
化成品事業	ポリ袋、テーラーバッグなどの製造、仕入及び販売	当社 (株)パックタケヤマ ザ・パックアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易（上海）有限公司
その他事業	ギフト品、用度品、値札、デザイン制作、宣伝広告用品などの製造、仕入及び販売	当社 (株)パックタケヤマ 西日本印刷工業(株) カンナル印刷(株) ザ・パックアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易（上海）有限公司

(6) 主要な営業所および工場

- ① 当 社
本 社 (大阪市北区)
本部・支社 東日本事業本部（東京都渋谷区）、北海道支社（札幌市）、
東北支社（宮城県仙台市）、関東支社（千葉県松戸市）、横浜支社、
名古屋支社、京都支社、神戸支社、岡山支社、広島支社、
四国支社（愛媛県松山市）、福岡支社
- 大 阪 工 場 (大阪府東大阪市)
奈 良 工 場 (奈良県大和郡山市)
東 京 工 場 (埼玉県日高市)
茨 城 工 場 (茨城県日立市)
- ② 子 会 社
国 内 (株)京浜特殊印刷（横浜市瀬谷区）日幸印刷(株)（大阪府東大阪市）
(株)パックタケヤマ（愛知県津島市）西日本印刷工業(株)（福岡市博多区）
カンナル印刷(株)（大阪市淀川区）
海 外 ザ・パックアメリカコーポレーション（米国）
特百嘉包装品貿易（上海）有限公司（中国）
特百嘉包装制品（常熟）有限公司（中国）

(7) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,240名	12名減

(注) 上記のほか、執行役員10名および臨時使用人480名が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齡	平均勤続年数
881名	12名減	40.7歳	17.7年

(注) 上記のほか、執行役員9名、子会社等への出向者16名および臨時使用人402名が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項（2020年12月31日現在）

(1) 株式に関する事項

- | | |
|------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 77,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 19,900,000株（自己株式909,347株を含む） |
| ③ 株主数 | 11,103名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人森田記念福祉財団 BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	2,081千株	10.96%
ザ・パック取引先持株会	1,497	7.88
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	1,320	6.95
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	876	4.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	791	4.17
株式会社日本カストディ銀行（りそな銀行再信託分・北越コーポレーション株式会社退職給付信託口）	622	3.28
大王製紙株式会社	573	3.02
株式会社三菱UFJ銀行	494	2.61
ザ・パック社員持株会	464	2.45
七條紙商事株式会社	458	2.41

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式909,347株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	発行決議日	1株当たり 発行価額	1株当たり 行使価額	権利行使期間	役員の 保有状況	目的となる 株式の種類 および数	主な 行使条件
第1回株式報酬型 新株予約権	2015年 3月27日	2,250円	1円	2015年5月11日から 2040年5月10日まで	7名27個	普通株式 2,700株	注3
第2回株式報酬型 新株予約権	2016年 3月30日	2,337円	1円	2016年5月10日から 2041年5月9日まで	7名31個	普通株式 3,100株	注3
第3回株式報酬型 新株予約権	2017年 3月30日	2,969円	1円	2017年5月10日から 2042年5月9日まで	7名36個	普通株式 3,600株	注3
第4回株式報酬型 新株予約権	2018年 3月29日	3,496円	1円	2018年5月10日から 2043年5月9日まで	7名44個	普通株式 4,400株	注3
第5回株式報酬型 新株予約権	2019年 3月28日	2,910円	1円	2019年5月9日から 2044年5月8日まで	7名46個	普通株式 4,600株	注3

(注) 1. 社外取締役、非常勤取締役および監査役には新株予約権を付与しておりません。

2. 新株予約権の発行に際して上記金額に基づく債務は、当社に対する報酬債権と相殺され、金額の払込みはありません。

3. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

(1) 行使期間内において、当社取締役の地位（当社監査役または執行役員への地位の変更があったときはその地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使可能な新株予約権を行使できる。

(2) 新株予約権を割り当てられた年度の連結業績伸長率（売上高・営業利益額）が前年度に対し100%以上の場合のみ、当該年度に割り当てられた新株予約権を全て行使することができ、100%未満の場合には、その度合いに応じ当該年度に割り当てられた新株予約権の一部しか行使することができない。

② 当事業年度中に当社執行役員に対し職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2020年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	稻田光男	
専務取締役	瀧之上輝生	製造本部長
同	山下英昭	営業本部長
常務取締役	岡田進	生産市場事業本部長 営業本部副本部長
同	藤井道久	コーポレート本部長
同	芦田則男	東日本事業本部長
取締役	中村秀一	コーポレート本部副本部長
同	林拓史	公認会計士、税理士
同	西尾宇一郎	公認会計士、税理士 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授 新家工業株式会社社外取締役（監査等委員） ケイミュー株式会社社外監査役
常勤監査役	佐藤誠司	
同	野田伸二	
監査役	玉越久義	弁護士 トモシアホールディングス株式会社社外監査役
同	岩瀬哲正	公認会計士、税理士

- (注) 1. 中尾吉計氏は、2020年3月26日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役林拓史および西尾宇一郎の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役玉越久義および岩瀬哲正の両氏は、社外監査役であります。
4. 取締役林拓史氏、取締役西尾宇一郎氏、監査役玉越久義氏および監査役岩瀬哲正氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役玉越久義氏は、弁護士の資格を有しております、法令に関する相当程度の知識を有するものであります。
6. 監査役岩瀬哲正氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております、財務および会計に関する相当程度の知識を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要是次のとおりであります。

1. 社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
2. 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときには限りるものとする。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	10名	263百万円	うち社外取締役2名、社外監査役2名 27百万円
監査役	4	40	
合計	14	304	

- (注) 1. 上記には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額11百万円及び社内取締役に付与した譲渡制限付株式報酬14百万円を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役および監査役の報酬限度額は、2010年3月30日開催の第58期定時株主総会において、取締役は年額470百万円以内、監査役は年額70百万円以内と決議いただいております。

④ その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 取締役

- 重要な兼職先と当社との関係

取締役西尾宇一郎氏の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

- 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
林 拓 史	当事業年度に開催された取締役会17回の全ておよびその他重要な会議に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
西 尾 宇一郎	当事業年度に開催された取締役会17回の全ておよびその他重要な会議に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

ロ. 監査役

- 重要な兼職先と当社との関係

監査役玉越久義氏の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

- 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
玉 越 久 義	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会12回の全ておよびその他重要な会議に出席して、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
岩瀬 哲 正	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会12回の全ておよびその他重要な会議に出席して、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ. 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 37百万円

ロ. 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 37百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき解任し、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査体制、独立性、監査品質、監査業務の遂行状況等を総合的に判断し、適正な監査の遂行が困難であると認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

内部統制体制の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社グループ会社（以下、あわせて「当社グループ」という）が業務の適正を確保し、効率的経営を行うために必要な内部統制体制を整備する。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき当社グループの監査役監査を行い、監査室は内部監査規程に基づき当社グループの内部監査を行う。
- ② 当社のコーポレート本部長は、当社グループのコンプライアンス管理を統括し、その体制を整備する。
- ③ 当社は、当社グループの取締役、執行役員（以下、当社グループの取締役、執行役員をあわせて「取締役等」という）および監査役ならびに従業員に対する、「ザ・パックグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育を行う。
- ④ 当社グループの従業員からのコンプライアンスに関する相談および法令・定款に違反する事実等の通報を受けるために、社内通報制度「Cライン」を整備して、不正事実およびその可能性を発見し、防止と是正に努める。
- ⑤ 当社は、業務執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループの取締役会その他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等は文書規程、稟議手続規程および秘密情報管理規程その他の社内規程等に基づき行う。
- ② 当社の取締役および監査役は、必要に応じ、前号に定める重要な会議の議事録、稟議書等を閲覧できる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 与信管理、品質管理、安全衛生その他の日常業務に係るリスク管理は、当社およびグループ各社が定める社内規程、マニュアル、手続書等に基づき行うものとし、当社はグループ各社に対し、それらの整備、運用を指導する。
- ② 情報セキュリティに係るリスク管理は、業務のIT化等により重要度が増す情報管理に対応するために、管理体制を見直す。
- ③ 災害・大事故その他の経営に係る緊急事態に対しては、緊急事態対策規程その他の社内規程に基づき当社またはグループ各社社長の指揮の下で迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。
- ④ 監査室は、内部監査において当社グループの損失の危険を発見した場合は、内部監査規程に基づき、当該部門の長に通告するとともに、直ちに当社の社長に報告する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、効率的な経営を行うために、取締役会の他に、取締役等、事業部長以上およびグループ会社社長による事業部会を毎月開催し、機動的な業務遂行を行るために執行役員制度を継続する。事業部会は、各担当部門およびグループ会社が報告する業務執行状況を検討し、取締役会の決定した執行方針を実現するため施策を審議し、決定する。
- ② 業務執行に係る組織・職制、業務分掌、職務権限はそれぞれ当社グループ各社の社内規程に基づくものとする。
- ③ 当社は、迅速で効率性の高い企業経営実現のために執行役員制度を導入し、意思決定と監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割を分離する。

5. 当社グループ各社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ各社の管理を関係会社管理規程に基づき行うものとし、グループ各社に対し、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する体制および業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合はその都度、当社に報告する体制を整備する。
- ② 当社は、グループ各社に対して、当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「ザ・パックグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育ならびに社内規程その他の内部統制体制の整備を指導する。これらに対し、グループ各社から援助・指導等を求められた場合、当社のコーポレート本部長は、必要に応じ、法務部その他の部署に対応を指示し、グループ各社の相互の連携の下当社グループ全体のリスク管理を行う。

- ③ 当社は、グループ各社を管理する担当部署を置き、当社グループ経営の適正かつ効率的な運用を図るとともに、当社とグループ会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、IT等のインフラ整備と運用を指導する。
6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
当面は、監査役の職務を専任で補助する使用人を置かない。ただし、監査室が、その職務と兼任して、監査役が職務遂行に必要とする補助業務を、監査役の指揮命令の下で行う。
7. 監査役の補助を行う使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査室は、監査役の指揮命令の下で行う監査役補助業務について、監査役以外の指揮命令を受けない。
- ② 監査室メンバーの人事異動、人事評価、処遇、懲戒処分に関しては、監査役会の同意を必要とする。
8. 当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、当社の取締役会、事業部会への出席の他、グループ各社を含め、監査役が必要と判断する会議に出席できる。
- ② 当社およびグループ会社は、重要会議の議事録・資料、重要な訴訟・係争に関する資料、当局検査・外部検査の結果資料、内部通報等による不正事実の資料、その他監査役が要求する文書は、監査役へ提供する。
- ③ 当社グループの役員および従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を見したときは、直ちに監査役に報告するものとし、報告者は、当該報告を行ったことにより、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けない。
- ④ 当社グループの従業員は、社内通報制度「Cライン」を利用してコンプライアンスに関する相談または法令・定款に違反する事実等の通報を行ったことにより、当社およびグループ会社から、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けない。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、監査役から、その職務の執行について必要な費用の請求を受けた場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。
- ② 当社は、監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの役員および従業員は、監査役が行う監査に積極的に協力する。
- ② 監査役は、その独自の計画・スケジュールに基づき、監査室と緊密な連携を保ちながら、監査対象とする部門の長および従業員と面談できる。
- ③ 監査役は、社長、監査法人それぞれとの間で、定期的に、および必要に応じて隨時に会合をもち意見交換を行う。

11. 社内規程等の整備

本基本方針に係る社内規程、制度、システム、マニュアル、手法等は、当社グループにおいて継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善、設置等を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

企業集団における業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規程」の改定、監査役および監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況の検証を行った。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当社の財務報告に係る内部統制が有効であることを確認している。

② コンプライアンス

社内研修などを通じてコンプライアンスに係る教育を定期的に実施し、社員のコンプライアンスに対する意識向上を図っている。また、当社グループの従業員からの相談・通報を受け付ける内部通報窓口「Cライン」により、内部通報者を保護し、不正や法令違反を防止している。

③ リスク管理

当社が定める社内規程、マニュアル、手続書に基づき、グループ全体のリスク管理体制の維持・向上を図っている。

④ 取締役の職務執行体制

取締役会は、17回開催し、社外取締役および社外監査役を加えて議論・審議を行った。

⑤ 監査役の職務執行体制

監査役は、4名中2名が社外監査役である。

監査役会は、12回開催し、監査に関する重要な報告を受けて議論・審議を行った。

各監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、内部監査を行う監査室との連携、取締役との情報交換などを通じて、業務運用状況の把握に努めるとともに、監査の実効性を確保している。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、これまで培ってきた人材、組織、設備、商品力、技術力、経営陣と従業員との信頼関係、当社と顧客・取引先その他のステークホルダーとの信頼関係、立案・実行されてきた経営施策など、当社の経営に重要不可欠な要素である有形無形の財産により形成され支えられているものと考えております。

当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者はこれらの経営要素を維持・向上しなければなりません。

もちろん、当社は、当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されることが原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、最終的に当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

そのため、当社株式を大規模に買い付けて当社の財務および事業の方針の決定を支配しようとする、または当社の財務および事業の方針の決定に影響を及ぼそうとする特定の者もしくはグループが、当社経営陣の賛同を得ずに一方的に株式の大規模な買付けを行う場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、上記の経営要素を毀損するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款により許容される限度において相当の措置を講じることいたします。

これらをもって、当社の会社の支配に関する基本方針としております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式を大量に取得しようとする者が出現し、当該大量取得が不適切な者によると判断される場合には、社外の専門家を含む対策本部を結成し、当該取得者の取得目的、提案内容等を前記の基本方針および株主共同の利益に照らして慎重に判断し、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し実行する所存であります。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記②の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とした取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	50,160	流動負債	20,356
現金及び預金	13,234	支払手形及び買掛金	11,183
受取手形及び売掛金	20,731	電子記録債務	5,330
有価証券	9,099	1年内返済予定の長期借入金	30
商品及び製品	4,958	未払法人税等	55
仕掛品	763	賞与引当金	230
原材料及び貯蔵品	830	役員賞与引当金	18
その他の	555	その他の	3,506
貸倒引当金	△13	固定負債	3,459
固定資産	33,395	繰延税金負債	485
有形固定資産	22,547	退職給付に係る負債	2,758
建物及び構築物	6,284	その他の	214
機械装置及び運搬具	6,989	負債合計	23,816
工具、器具及び備品	355	純資産の部	
土地	8,302	科 目	金額
建設仮勘定	616	株主資本	58,861
無形固定資産	190	資本金	2,553
投資その他の資産	10,657	資本剰余金	3,164
投資有価証券	9,104	利益剰余金	55,860
繰延税金資産	583	自己株式	△2,717
その他の	1,022	その他の包括利益累計額	790
貸倒引当金	△53	その他有価証券評価差額金	987
資産合計	83,556	繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	△310
		退職給付に係る調整累計額	112
		新株予約権	65
		非支配株主持分	22
		純資産合計	59,739
		負債純資産合計	83,556

連結損益計算書

(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(单位：百万円)

科 目		金 額	
売上原益	高益		78,445
売上総利	費益		60,130
売上一般管理	益息		18,314
販賣業外利	金料		15,039
受取配當	益他用		3,275
受取賃貸	利息	100	
受取替差	当貸	114	
為その外費	差	54	
業外利	他用	50	
支払原割	利息	56	376
賃貸上	利息	1	
売害險	原割	9	
損保上	賠償	4	
経常別利	約	11	
特投資有価証券	益益益失	11	
固定期資産	益益失損	6	45
特別損			3,606
固定期資產	却却却	36	
固定期資產	却却却	25	62
投資有価証券	評価損	3	
税金等調整前当期純利益	損益	41	
法人税、住民税及び事業税	税額	55	101
法人税等調整額	△益	1,005	3,566
当期純利益	△益	172	1,177
非支配株主に帰属する当期純損失(△)			2,389
親会社株主に帰属する当期純利益			△3
			2,392

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年1月1日残高	2,553	3,164	54,607	△2,765	57,560
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△1,138		△1,138
親会社株主に帰属する当期純利益			2,392		2,392
自己株式の処分		△0		47	47
子会社株式の追加取得		△0			△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	1,253	47	1,301
2020年12月31日残高	2,553	3,164	55,860	△2,717	58,861

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支 配 株主持 分	純資產 合計
	その他有価証券 評価差額金	継延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
2020年1月1日残高	1,462	0	△283	△367	811	93	29	58,495
連結会計年度中の変動額								
剩 余 金 の 配 当					—			△1,138
親会社株主に帰属する当期純利益					—			2,392
自己株式の処分					—			47
子会社株式の追加取得					—			△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△474	△0	△26	480	△20	△28	△7	△56
連結会計年度中の変動額合計	△474	△0	△26	480	△20	△28	△7	1,244
2020年12月31日残高	987	0	△310	112	790	65	22	59,739

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	43,777	流动負債	17,877
現金及び預金	9,621	支 払 手 形	1,337
受取手形	3,146	子 記 錄 債	4,596
売掛金	15,086	買 掛 金	9,170
有価証券	9,099	未 払 法 人 税	1,103
商品及び製品	4,518	未 払 消 費 税	22
仕掛品	555	賞 与 引 当 金	100
原材料及び貯蔵品	677	役 員 賞 与 引 当 金	203
立替金	521	設 備 関 係 支 払 手 形	16
その他	555	そ の 他	473
貸倒引当金	△5		853
固定資産	32,550	固 定 負 債	2,779
有形固定資産	18,344	退職給付引当金	2,620
建物	5,240	長 期 未 払 金	20
構築物	51	そ の 他	138
機械及び装置	5,232	負債合計	20,657
車両運搬具	14	純資産の部	
工具、器具及び備品	316	科 目	金 額
土地	6,871	株 主 資 本	54,536
建設仮勘定	616	資 本 金	2,553
無形固定資産	183	資 本 剰 余 金	3,156
借地権	30	資 本 準 備 金	2,643
ソフトウエア	142	そ の 他 資 本 剰 余 金	513
その他の	10	利 益 剰 余 金	51,543
投資その他の資産	14,023	利 益 準 備 金	449
投資有価証券	8,722	そ の 他 利 益 剰 余 金	51,093
関係会社株式	2,116	買換資産圧縮積立金	94
関係会社出資金	434	別途積立金	47,201
長期貸付金	1,701	繰越利益剰余金	3,797
破産更生債権等	9	自 己 株 式	△2,717
繰延税金資産	566	評価・換算差額等	1,068
その他の	526	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,068
貸倒引当金	△53	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
資産合計	76,327	新 株 予 約 権	65
		純資産合計	55,670
		負債純資産合計	76,327

損 益 計 算 書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売 上	高 値	69,055
売 上 原 価		52,716
売 上 総 利 益		16,338
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,468
営 業 利 益		2,870
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	102	
受 取 配 当 金	187	
そ の 他	159	450
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
損 害 賠 償 金	6	
そ の 他	8	15
経 常 利 益		3,305
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	25	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	36	62
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	3	
固 定 資 産 除 却 損	39	
投 資 有 価 証 券 評 價 損	55	98
税 引 前 当 期 純 利 益		3,269
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	870	
法 人 税 等 調 整 額	165	1,036
当 期 純 利 益		2,232

株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2020年1月1日残高	2,553	2,643	513	3,157
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				—
当 期 純 利 益				—
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				—
別途積立金の積立				—
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)				—
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0
2020年12月31日残高	2,553	2,643	513	3,156

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

	株主資本						
	利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
2020年1月1日残高	449	111	44,201	5,687	50,449	△2,765	53,394
事業年度中の変動額							
剩 余 金 の 配 当				△1,138	△1,138		△1,138
当 期 純 利 益				2,232	2,232		2,232
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		△16		16	－		－
別途積立金の積立			3,000	△3,000	－		－
自己 株 式 の 处 分					－	47	47
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額)					－		－
事業年度中の変動額合計	－	△16	3,000	△1,889	1,094	47	1,141
2020年12月31日残高	449	94	47,201	3,797	51,543	△2,717	54,536

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2020年1月1日残高	1,501	0	1,501	93	54,989
事業年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			－		△1,138
当 期 純 利 益			－		2,232
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			－		－
別途積立金の積立			－		－
自己 株 式 の 处 分			－		47
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額)	△432	△0	△432	△28	△461
事業年度中の変動額合計	△432	△0	△432	△28	680
2020年12月31日残高	1,068	0	1,068	65	55,670

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

ザ・パック株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大谷智英印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲昌彦印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ザ・パック株式会社の2020年1月1日から2020年12月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ザ・パック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表紙リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

ザ・パック株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大谷智英印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲昌彦印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ザ・パック株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注意事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 憲本

監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会のその他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月25日

ザ・パック株式会社 監査役会

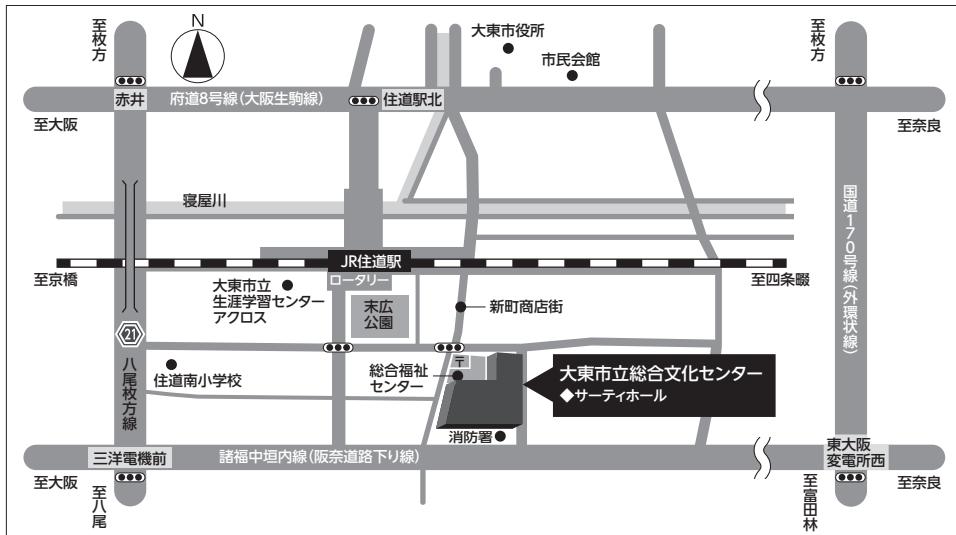
常勤監査役	佐藤誠司	印
常勤監査役	野田伸二	印
監査役	玉越久義	印
監査役	岩瀬哲正	印

（注）監査役玉越久義及び監査役岩瀬哲正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内

会 場 大阪府大東市新町13番30号
大東市立総合文化センター サーティホール内
多目的小ホール
お問い合わせ先 TEL 06-4967-1221(ザ・パック本社)



●交通のご案内

JR学研都市線『住道駅』下車、徒歩約7分(500m)

住道駅大東コミュニティバス(30405系統)乗車→総合文化センターバス停下車より1分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※一昨年より株主総会にご出席の皆様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

※新型コロナウイルス感染症が流行しておりますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。